

## 議案第7号

### 大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構」を「地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構」に改める。

第34条の2の見出しを「(指定管理者等の情報公開)」に改め、同条第1項中「本市」を「指定管理者等（本市）に、「除く」を「除く。）又は対象学校（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第2条に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の指定管理法人（同条例第1条に規定する指定管理法人をいい、前条第2項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう」に、「当該公の施設」を「当該公の施設又は当該対象学校」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「指定管理者等」に改める。

附則に次の2項を加える。

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

19 公立大学法人大阪市立大学が保有する公文書であって、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ文書、図画及び電磁的記録について、公立大学法人大阪の成立の日前にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1項中「並びに大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社並びに公立大学法人大阪」と、同条第2項中「及び大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社及び公立大学法人大阪」とする。

20 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この

条例の規定によって公立大学法人大阪が行い又は公立大学法人大阪に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定及び附則に2項を加える改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

公立大学法人大阪及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立に伴い、実施機関の範囲を改めるとともに、指定公立国際教育学校等管理法人による公立国際教育学校等の管理が開始されることに伴い、指定公立国際教育学校等管理法人の情報公開に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市情報公開条例（抄）

(定 義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長、公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「本市が設立した地方独立行政法人」という。）並びに大阪市住宅供給公社をいう。

## 2 省 略

(公の施設の指定管理者の情報公開)

指定管理者等

第34条の2 指定管理者等（本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、前条第2項の規定の適用を受ける者を除く。以下同じ。）又は対象学校（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第2条に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の指定管理法人（同条例第1条に規定する指定管理法人をいい、前条第2項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設又は当該対象学校の管理に関する情報を公開するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、指定管理者 が前項に定める措置を講ずるよう必要な指導等の実施に努めなければならない。

附 則

## 1 - 18 省 略

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

19 公立大学法人大阪市立大学が保有する公文書であつて、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ文書、図画及び電磁的記録について、公立大学法人大阪の成立の前日にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1項中「並びに大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社並びに公立大学法人大阪」と、同条第2項中「及び大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社及び公立大学法人大

阪」とする。

20 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって公立大学法人大阪が行い又は公立大学法人大阪に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。